

さが食育キャラクター「たべんぱくん」着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県（以下、「県」という。）の食育の推進及び県をPRするための、さが食育キャラクター「たべんぱくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用許可申請)

第2条 着ぐるみを使用する者は、あらかじめ、着ぐるみ使用許可申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、県に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第3条 県は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- (1) 県の品位を傷つけ、又は食育の正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 商業宣伝あるいは営利を目的とするとき
- (4) 法令、公序良俗に反すると認められるとき又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- (6) その他、県が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行う。

(貸出等)

第4条 被許可者は、県に来庁して借り受けることを原則とする。

- 2 被許可者が着ぐるみを返却する時は、県に来庁して点検を受けることを原則とする。
- 3 貸出は無料とする。
- 4 貸出期間は、7日以内を原則とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 被許可者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用すること。
- (2) 使用期間を厳守すること。
- (3) 使用時の安全対策を講じること。
- (4) 第三者に転貸又は有料で貸出ししないこと。
- (5) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- (6) その他、県が特に付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消し)

第6条 被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反

したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、被許可者に損害が生じて、県はその責めを負わない。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、被許可者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規程に関わらず、県が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、被許可者はこれに従わなければならない。

(県の責任)

第8条 着ぐるみの使用により、被許可者が被った被害に対しては、県は一切その責めを負わない。

(管理及び事務の取扱い)

第9条 着ぐるみの管理及びこの規程に関する事務の取扱いは、佐賀県くらしの安全安心課とする。

(補則)

第10条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの使用の取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附則

この規程は、平成22年6月23日から施行する。